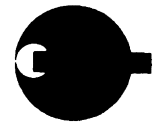


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

○土地改良区の役員の就任届(耕地課)	一	○開発行為に関する工事の完了(建築課)	七
○右同	一	○右同	七
○右同	二	○選挙管理委員会告示	七
○右同	二	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	七
○県営土地改良事業の工事の完了(耕地課)	二	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	八
○保安林の指定をする予定である旨の通知(森林保全課)	二	○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等	一〇
○市街化調整区域における容積率等の変更(建築課)	三	○政治資金規正法に基づき資金管理団体の届出事項の異動	一〇
○土地の区域の指定(建築課)	三	○政治資金規正法に基づき指定の届出のあった資金管理団体の名称等	一〇
○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)	三	○政治資金規正法に基づき資金管理団体の届出のあった政治団体の名称等	一一
○調理師試験の実施(食品・生活安全課)	五	○労働委員会告示	一一
○製菓衛生師試験の実施(食品・生活安全課)	五	○奈良県労働委員会労働者候補者の推薦に係る労働組合資格審査の申請	一一
○労働者委員の補欠委員候補者の推薦	六		

告示

奈良県告示第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、蔵之庄土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。
平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所	
理事 荻田 知	天理市蔵之庄町五〇〇
〃 松田 清	〃 五三九一
〃 山口 芳嗣	〃 二三五
〃 橋和田 清	〃 四八二
〃 矢尾 一男	〃 三四八一
〃 岡村 幸代	〃 二二六一一
〃 西口 恵紹	〃 二二七
〃 森田 智朗	〃 五七三
〃 荻田 勝司	〃 五四九
〃 岡村 嘉人	〃 二二八
二 就任役員の役名、氏名及び住所	
理事 荻田 知	天理市蔵之庄町五〇〇
〃 松田 清	〃 五三九一
〃 山口 芳嗣	〃 二三五

奈良県告示第三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、樺本土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。
平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所	
理事 奥田 貞一	天理市樺本町二二六
〃 福田 重美	〃 七六一
〃 奥本 佐久嗣	〃 六九四
〃 染田 彦嗣	〃 六七二
〃 橋本 嘉敬	〃 九〇八
〃 土肥 義嗣	〃 一四五四
〃 清住 精一	〃 六七四
〃 小林 繁	〃 三二二二
〃 前川 道磨	〃 一五〇三
二 就任役員の役名、氏名及び住所	
理事 奥田 貞一	天理市樺本町二二六
〃 奥田 俊雄	〃 六八一
〃 福田 重美	〃 七六一
〃 竹田 勝	〃 七三八
〃 村田 順一	〃 九四六

〃 高井 重郎	〃 四六一二
〃 橋和田 善孝	〃 四九九
〃 山口 宗七郎	〃 二六八
〃 橋和田 政男	〃 二二一
〃 藤本 明美	〃 五四三
〃 矢尾 一男	〃 三四八一
〃 山口 善弘	〃 二三五一三

〃 吉本 好宏 〃 一四四〇
 〃 南田 由雄 〃 一四二一
 〃 奥本 純司 〃 七〇八二
 〃 吉本 利郎 〃 二三八八

奈良県告示第三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、上品寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役員、氏名及び住所

理事 森岡 省悦 橿原市上島寺町一四八
 〃 増田 金治 〃 六九
 〃 西本 賢一 〃 一八四
 〃 林 弘 〃 一八二
 〃 吉田 富一 〃 二二五
 〃 森岡 勉 〃 二八五
 〃 吉田 元昭 〃 二三四

二 就任役員の役員、氏名及び住所
 理事 増田 金治 橿原市上島寺町六九
 〃 森岡 省悦 〃 一四八
 〃 村井 彦文 〃 一四一一
 〃 林 弘 〃 一八二
 〃 上田 長守 〃 一六三
 〃 森岡 一起 〃 一八七
 〃 吉田 元昭 〃 三六五―四

奈良県告示第三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大塚

土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役員、氏名及び住所

理事 後藤 靖英 北葛城郡広陵町大字大塚七四〇
 〃 乾 康二 〃 七二五
 〃 安川 泰武 〃 七一九―二
 〃 西川 博之 〃 六二九
 〃 塚本 吉則 〃 六九六
 〃 雑谷 利彦 〃 九六三―一
 〃 岡本 成由 〃 四六二
 〃 坂野 正 〃 四七九
 〃 乾 敏之 〃 一六三三
 〃 吉川 浩一 〃 四六一
 〃 後藤 正幸 〃 七二〇
 〃 塚本 慶治郎 〃 六二一
 〃 上村 敏彦 〃 四九六
 〃 佐々木 博義 〃 四六〇

二 就任役員の役員、氏名及び住所
 理事 雑谷 利彦 北葛城郡広陵町大字大塚九六三―一
 〃 坂野 正 〃 四七九
 〃 吉川 浩一 〃 四六一
 〃 乾 敏之 〃 一六三三
 〃 岡本 成由 〃 四六二
 〃 山本 悦雄 〃 七三三
 〃 乾 康二 〃 七二五
 〃 安川 泰武 〃 七一九―二
 〃 西川 博之 〃 六九六
 〃 塚本 吉則 〃 六九六

奈良県告示第三十九号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三條の二第三項の規定により公告する。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

事業名	確定年月日	地区名	事業年度	完了年月日
県営ため池整備事業	平成十六年三月三十一日	大谷池地区	平成十六年度から平成十八年度まで	平成十九年三月十日

奈良県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 保安林予定森林の所在場所 吉野郡下市町大字西山三三八
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 吉野郡下市町大字西山三三八（次の図に示す部分に限る。）
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県農林部森林保全課及び下市町役場に備え置いて縦覧に供する。)

奈良県告示第四十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号 第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号及び別表第三(欄)の五の項の規定に基づき、大和都市計画区域(大和高田市の区域に限る。)のうち用途地域の指定のない区域の一部における容積率、建ぺい率及び建築物の各部分の高さに係る数値を定め、平成十九年四月十七日から施行する。

なお、区域の区分及び制限の数値に係る図書は、奈良県土木部建築課及び奈良県高田土木事務所建築課並びに大和高田市都市計画課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第四十二号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十九号 第二条第一項の規定により、土地の区域を次のとおり指定した。

なお、関係書類を、奈良県土木部建築課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

市町村	土地の区域
大和高田市	大字大谷の一部 大字西坊城の一部 大字出の一部 大字吉井の一部 大字根成柿の一部 大字曾大根の一部 曾大根一

丁目の一部 大字秋吉の一部及び大字奥田の一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則(平成十六年十二月奈良県規則第二十三号 第三条第四号に掲げるものを除く。

公 告

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号 第五十九条第一項の規定により、指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)として次のとおり指定しました。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
ダイヨシ薬局片塩店	大和高田市片塩一四一三	平成十九年四月一日
ダイヨシ薬局駅前店	大和高田市磯野東三一三	平成十九年四月一日
小西薬局	大和高田市永和町一一三九	平成十九年四月一日
サン薬局高田東店	大和高田市永和町九一四五	平成十九年四月一日
オダ薬局	大和高田市北本町七一二五	平成十九年四月一日

しあわせ薬局片桐店	大和郡山市新町三〇五一八六	平成十九年四月一日
ファーマシー木のうた薬局郡山泉原店	大和郡山市矢田町字庄司谷三三九一三	平成十九年四月一日
サン薬局郡山店	大和郡山市朝日町一一二六	平成十九年四月一日
サン薬局JR郡山店	大和郡山市高田町九一一二	平成十九年四月一日
サン薬局郡山東店	大和郡山市高田町九一一四	平成十九年四月一日
ジャスコ天理店薬局	天理市東井戸堂町三八一	平成十九年四月一日
サン薬局天理西店	天理市富堂町三〇一五	平成十九年四月一日
サン薬局天理東店	天理市蔵之店町四七〇一六	平成十九年四月一日
サン薬局天理店	天理市川原城町二九一五	平成十九年四月一日
サン薬局丹波市店	天理市丹波市町三〇三一九	平成十九年四月一日

はやし薬局	生駒郡三郷町立野南二丁目九二〇ヤマト二〇BLG二階	平成十九年四月一日
しぎ薬局	生駒郡三郷町三室一三三三五	平成十九年四月一日
サン薬局三郷店	生駒郡三郷町立野南二一九一二	平成十九年四月一日
岡田薬局	生駒郡斑鳩町興留五一二二四	平成十九年四月一日
伊藤薬局	生駒郡斑鳩町法隆寺南一五三四	平成十九年四月一日
ファミリー木のうた薬局上牧店	北葛城郡上牧町上牧三三四一	平成十九年四月一日
スギ薬局	北葛城郡王寺町王寺二一六四	平成十九年四月一日
美和薬局	北葛城郡王寺町畠田四一四一	平成十九年四月一日
サン薬局王寺駅前店	北葛城郡王寺町王寺二一四一七	平成十九年四月一日
鈴木薬局	北葛城郡広陵町馬見北二一三一八	平成十九年四月一日

ファミリー木のうた薬局真美ヶ丘店	北葛城郡広陵町馬見中一八一六	平成十九年四月一日
コーヨー薬局	北葛城郡広陵町馬見中四丁目一番地エ コール・ファミ北館一階	平成十九年四月一日

調理師法(昭和三十三年法律第四十七号)第二条の二第一項に規定する試験を次のとおり実施します。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成十九年八月二十三日(木曜日) 午後二時から午後四時まで
- 2 場所 磯城郡田原本町二五八 奈良県立磯城野高等学校

二 受験手続等

- 1 受験願書の配布
平成十九年六月一日から食品・生活安全課 葛城保健所 桜井保健所 郡山保健所、吉野保健所及び内吉野保健所において配布します。
- 2 受験願書の受付の日時及び場所

日時	場所
平成十九年七月九日(月曜日) から平成十九年七月十三日(金曜日) まで 午前九時から午後四時まで	食品・生活安全課 葛城保健所 桜井保健所 郡山保健所 吉野保健所 内吉野保健所

3 受験願書の提出方法

- 受験者が、直接持参してください。
- 受験手数料
六千円(奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。)

四 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するともに必要事項を通知します。

五 合格者の発表

平成十九年九月二十一日(金曜日) 午前十時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所内に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町二〇番地 奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課(電話〇七四二二七八六八)において受け付けます。

製菓衛生師法(昭和四十一年法律第十五号)第四条に規定する試験を次のとおり実施します。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成十九年八月二十三日(木曜日) 午後二時から午後四時まで
- 2 場所 磯城郡田原本町二五八 奈良県立磯城野高等学校

二 受験手続等

- 1 受験願書の配布
平成十九年六月一日から食品・生活安全課 葛城保健所 桜井保健所 郡山保健所、吉野保健所及び内吉野保健所において配布します。
- 2 受験願書の受付の日時及び場所

日時	場所
平成十九年七月九日(月曜日) から平成十九年七月十三日(金曜日) まで	食品・生活安全課 葛城保健所

午前九時から午後四時まで	桜井保健所 郡山保健所 吉野保健所 内吉野保健所
--------------	-----------------------------------

3 受験願書の提出方法

受験者が、直接持参してください。

三 受験手数料

九千四百円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）

四 受験票の交付

受験願書を受理したときは、受験票を交付するとともに必要事項を通知します。

五 合格者の発表

平成十九年九月二十一日（金曜日）午前十時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所内に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。

六 その他

この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課（電話〇七四二―二七―八六八）において受け付けます。

奈良県労働委員会の労働者委員に一名の欠員が生じますので、補欠委員を任命するために、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求めます。

平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 推薦資格のある者

奈良県の区域内のみに組織があり、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）

第二条及び第五条第二項の規定に適合することを奈良県労働委員会に立証し、それを認められた労働組合

二 委員候補者の資格

禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者は、委員となる資格がありません。

別記様式

奈良県知事 殿	年 月 日
所在地 名 称 代表者氏名	Ⓜ
奈良県労働委員会委員候補者の推薦について	
労働組合法施行令第21条第1項の規定による奈良県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、奈良県労働委員会の労働者を代表する委員の候補者として、下記の者を推薦します。	
記	
氏 名	年 齢
所属組合名、役職及び地位	略 歴

（備考）	
1 必ず履歴書を添付してください。	
2 不明な点があれば、奈良県商工労働部雇用労政課へ照会してください。	

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十九年一月十五日第七八一二六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月十日第六六六三号

三 開発区域に含まれる地域

天理市西井戸堂町四五番地ノ二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

生駒郡平群町緑ヶ丘五丁目九番二二号

有限会社クリエイト 代表取締役 安井司

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六條第三項の規定により、開発行為に
関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。
平成十九年四月十七日

奈良県知事 柿本善也

一 許可番号

平成十九年二月二十六日高士第一八一三三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年四月三日高士第六六七二号

三 開発区域に含まれる地域

香芝市高山台一丁目二番地ノ一〇、二番地ノ一二及び三番地ノ一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府中央区南本町三丁目二番五号

アロハージャパン株式会社 代表取締役 田中伊智郎

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定による設立の
届出のあつた政治団体の名称等を、同法第七條の二第一項の規定により、次のとおり告
示する。

平成十九年四月十七日

奈良県選挙管理委員会
委員長 白井皓喜

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の 氏名	会計責任者 の氏名	主たる事務所の 所在地	届出年月日
中山としき後援会	中山俊樹	中山善雄	五條市今井五一 一二六	平成十九年三月 一日
宇陀市あらい正吾 後援会	前田禎郎	稲森範良	宇陀市榛原区高井 四八八一二	平成十九年三月 二日
五條市あらい正吾 後援会	寺本保英	上辻庄司	五條市今井三一 一五四	平成十九年三月 二日
田原本町あらい正 吾後援会	寺田典弘	吉川真司	磯城郡田原本町阪 手六三〇一二〇一	平成十九年三月 二日
ビッグウェーブ	仲田敬史	仲田敬史	大和郡山寺今国府 町四〇五一	平成十九年三月 二日

高崎和彦後援会	面谷喜和	中川喜隆	生駒郡斑鳩町興留 二四一〇	平成十九年三月 五日
いいた和男後援会	奥田繁作	吉本利郎	天理市樺本町二二 二一一	平成十九年三月 八日
島田保継後援会	上村高雄	島田紀美代	大和高田市根成柿 五九八	平成十九年三月 八日
藤本進後援会	岡本慶章	吐田佳子	大和高田市本郷町 二二二九	平成十九年三月 八日
奈良市あらい正吾 後援会	藤原昭	福井重忠	奈良市油阪町二 三	平成十九年三月 九日
戎井政弘後援会	松井博	和田孝彦	生駒郡平群町初香 台一一二四	平成十九年三月 十二日
土井しげろさん を支援する会	仲正夫	土井和代	生駒郡平群町北信 貴ヶ丘二九一六	平成十九年三月 十三日
森尾和正を励ます 会	木下正二	野村友美子	北葛城郡河合町広 瀬台一一二〇	平成十九年三月 十三日
伊木まり子後援会 ー伊木まり子と生 駒の未来をつくる 会	奥田隆章	伊木雅之	生駒市西旭ヶ丘一 一二	平成十九年三月 十四日
岡部つおを励ま す会	宇井貞治	岡部利通	天理市杉本町三八	平成十九年三月

吉野俊明を囲む会	中西健後援会	五條市の未来を語る会	辻井けんじ後援会	山形敏雄後援会	松原政則後援会	朝井啓祐を励ます会	仲本清治後援会	桜井市あらい正吾後援会	岡よしみちさんを応援する会	す会
雑賀光宏	中上義治	山本明良	増田禎三	山形敏雄	林茂雄	朝井啓祐	荒木猛	長谷川明	篠原紀	
木許美保子	兵庫保行	松本英嗣	辻井明	山形敏雄	石橋裕治	島倉行雄	松田彦範	卜部能高	鷹影久義	
生駒郡斑鳩町神南	吉野郡下市町大字 下市四六八	五條市今井一 〇一三三	北葛城郡河合町大 輪田一五	北葛城郡寺町本 町四一三一〇	吉野郡吉野町大字 山口六〇一	大和高田市大字築 山一三五	大和高田市大字大 谷一九九一二	桜井市阿部四五〇	生駒郡平群町檜台 四一六一八	三一六二
平成十九年三月	平成十九年三月 二十七日	平成十九年三月 二十七日	平成十九年三月 二十三日	平成十九年三月 二十日	平成十九年三月 十九日	平成十九年三月 十六日	平成十九年三月 十五日	平成十九年三月 十四日	平成十九年三月 十四日	十四日

<p>奈良県選挙管理委員会告示第五号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七條第一項の規定により、政治団体から同法第六條第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七條の二第一項の規定により、次のとおり告示する。 平成十九年四月十七日</p> <p>奈良県選挙管理委員会 委員長 白井皓喜</p>				<p>高岡会 堀田一夫 西川和男 生駒郡三郷町立野 北一四三一</p>		<p>岡田泰昌後援会 久保安孝 久保安孝 宇陀郡曾爾村大字 長野三五</p>		<p>四一九一二 二十七日</p>	
政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	支部	
自由民主党奈良県軍慰支部		吉川富一	辻田一雄	平成十九年三月七日	吉川富一	吉川富一	奈良市四條大路一三三六	自由民主党奈良県参議院選挙区第一支部	
民主党奈良県第四区総支部		山本一彦	大塩隆也	平成十九年三月十三日	山本一彦	山本一彦	奈良市油阪町八五一	自由民主党奈良県参議院選挙区第一支部	

<p>(その他の政治団体)</p>									
政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	代表者	会計責任者
大橋もとゆき後援会		大橋達矢	蔵本一	平成十九年三月一日	大橋達矢	大橋達矢	大和高田市東雲町五八一	大橋達矢	大橋達矢
翠明会		大和高田市東雲	大和高田市市場	平成十九年三月一日	佐藤謙一	佐藤謙一	大和高田市東雲町五八一	溝尻逸郎	溝尻逸郎
まるの智彦後援会		大和高田市東雲	大和高田市曙町	平成十九年三月一日	有山雄基	有山雄基	大和高田市東雲町五八一	大川靖則	大川靖則
あらい正吾後援会				平成十九年三月六日	東口哲夫	東口哲夫	五條市二見二二〇八一	野村安忠	野村安忠
五條市あらい正吾後援会				平成十九年三月六日	御所市二二三	御所市二二三	御所市二二三	御所市二二三	御所市二二三
御所市あらい正吾後援会				平成十九年三月六日	御所市二二三	御所市二二三	御所市二二三	御所市二二三	御所市二二三
泉栄県政会		濱本善市	堀川宗隆	平成十九年三月六日	濱本善市	濱本善市	御所市二二三	堀川宗隆	堀川宗隆

野迫川村あい正 五吾後援会	主たる事務 所の所在地	吉野郡野迫川村 大字上二二八	平成十九年三 月六日	山田まさひこ後援 会	主たる事務 所の所在地	生駒郡平群町上 庄三三三三三 宮二五一一八 一〇二	平成十九年三 月六日	中島孝一後援会	主たる事務 所の所在地	高市郡明日香村 大字飛鳥七八 一	平成十九年三 月七日	シモムラまさき後 援会	代表者	筒井一成	平成十九年三 月八日	天理市あい正吾 後援会	主たる事務 所の所在地	天理市川原城町 七六九	平成十九年三 月九日	堀田佳照後援会	代表者	森脇完一	平成十九年三 月九日	小林誠後援会	代表者	荒川佐智子	平成十九年三 月十二日	玉岡武後援会	主たる事務 所の所在地	宇陀市榛原区萩 原一四八五一四	平成十九年三 月十二日	浜田けんじ後援会	代表者	紺田喜彦	平成十九年三 月十二日
黒田一夫後援会	代表者	黒田一夫	平成十九年三 月十三日	はやし正子後援会	会計責任者	黒田一夫	平成十九年三 月十三日	水本純後援会	代表者	塩見俊次	平成十九年三 月十三日	森下豊後援会	会計責任者	山本一彦	平成十九年三 月十三日	紀良治後援会	代表者	西村公一	平成十九年三 月十五日	森田まさる後援会	政治団体の 名称	森田まさる後援 会	平成十九年三 月十五日	五條市あい正吾 後援会	代表者	佐久間正己	平成十九年三 月十九日	西口けん一後援会	会計責任者	稲田ヒトミ	平成十九年三 月十九日	池田研二と共に歩 む会	主たる事務 所の所在地	生駒郡平群町緑 ヶ丘六一二四一	平成十九年三 月二十三日
宮崎将史	前田真樹	松田祥子	平成十九年三 月十三日	尾西勝	吉田良子	平成十九年三 月二十日	大塩隆也	紀博	もりた勝後援会	寺本保英	平成十九年三 月十九日	紀下豊後援会	代表者	伊藤陸	平成十九年三 月二十六日	政治結社清流塾奈 良本部	代表者	松浦清次	平成十九年三 月二十七日	奈良県商工政治連 盟天理支部	主たる事務 所の所在地	天理市川原城町 七〇	平成十九年三 月二十七日	宮本博行	代表者	宮本博行	平成十九年三 月二十八日	いなた欣彦後援会	代表者	八幡領光隆	平成十九年三 月二十八日	稲田欣彦を支援す	代表者	山本伸行	平成十九年三 月二十八日
濱田けんじ後援会	代表者	木谷安太郎	平成十九年三 月十二日	高見精一後援会 (たかみ云)	代表者	川本克己	平成十九年三 月二十六日	西川六男後援会	代表者	半田学良	平成十九年三 月二十六日	溝本隆後援会	代表者	伊藤陸	平成十九年三 月二十六日	政治結社清流塾奈 良本部	代表者	坂口和功	平成十九年三 月二十六日	政治結社清流塾奈 良本部	代表者	竹熊利藏	平成十九年三 月二十六日	伊藤陸	代表者	伊藤陸	平成十九年三 月二十六日	いなた欣彦後援会	代表者	八幡領光隆	平成十九年三 月二十八日	稲田欣彦を支援す	代表者	山本伸行	平成十九年三 月二十八日
濱田けんじ後援会	代表者	木谷安太郎	平成十九年三 月十二日	高見精一後援会 (たかみ云)	代表者	川本克己	平成十九年三 月二十六日	西川六男後援会	代表者	半田学良	平成十九年三 月二十六日	溝本隆後援会	代表者	伊藤陸	平成十九年三 月二十六日	政治結社清流塾奈 良本部	代表者	坂口和功	平成十九年三 月二十六日	政治結社清流塾奈 良本部	代表者	竹熊利藏	平成十九年三 月二十六日	伊藤陸	代表者	伊藤陸	平成十九年三 月二十六日	いなた欣彦後援会	代表者	八幡領光隆	平成十九年三 月二十八日	稲田欣彦を支援す	代表者	山本伸行	平成十九年三 月二十八日

政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日	(政党の支部) 奈良県選挙管理委員会 委員長 白井皓喜	平群町滝美後援会 主たる事務所の所在地 生駒郡平群町西宮二一五一八 平成十九年三月二十八日	桜井奥野会 代表者 東野源一 東野源太郎 平成十九年三月二十八日	る会 会計責任者 吉本浩章 山本伸行 月二十八日	
		藤本孝幸後援会 主たる事務所の所在地 奈良市古市町一 二四七一三 三二七 平成十九年三月二十九日	代表者 山田昌彦 中辻寿喜 寺嶋友三郎	会計責任者 滝直子	堀田よしてる後援会 堀田佳照後援会 平成十九年三月二十九日
		政治団体の名称 堀田よしてる後援会	代表者の氏名 堀田佳照後援会	解散年月日 平成十九年三月二十九日	
		奈良県選挙管理委員会告示第六号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。 平成十九年四月十七日			

自由民主党新庄支部 平成十九年三月一日	自由民主党富麻支部 岡本 檜一 平成十九年三月一日	(その他の政治団体)
政治団体の名称 代表者の氏名 解散年月日	朝井啓祐を励ます会 朝井啓祐 平成十八年八月三十一日	飛鳥のぶあき会 吉川忠義 平成十八年十二月三十一日
あたたい大淀町をつくるみんなの会 上垣公俊 平成十九年三月四日	斑鳩町滝美後援会 小城利重 平成十九年三月三十日	大垣良夫とビッグウェブ 大垣良夫 平成十九年三月一日
神蘭勝栄後援会 神蘭勝栄 平成十九年三月十五日	黒田一夫後援会 黒田一夫 平成十九年三月十日	坂口勉後援会 坂口勉 平成十八年三月三十一日
高岡進後援会 吉井隆 平成十六年八月二十日	辰巳武司後援会 服部勇治 平成十九年二月二十八日	田中正明後援会 上野晃 平成十九年二月三十一日

奈良の再生をめざす会 菊岡正博 平成十九年二月十六日	文化都市新政策研究会 橋本和信 平成十八年十二月三十一日	向田啓次郎を囲む会 梶川慶二 平成十九年三月一日
奈良県選挙管理委員会告示第七号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第一項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同条第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。 平成十九年四月十七日	奈良県選挙管理委員会 委員長 白井皓喜	公職の候補者 資金管理団体
届出者の公職の種類 氏名 政治団体の名称 主たる事務所の所在地 代表者の氏名 届出年月日	出口真一 大和郡山市 出口真一後援会 大和郡山市馬司町三三一一一 出口真一 平成十九年三月二十三日	議会議員 出口真一 平成十九年三月二十三日
奈良県選挙管理委員会告示第八号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第二項の規定により、次のとおり告示する。 平成十九年四月十七日		
奈良県選挙管理委員会		

委員長 白井皓喜

公職の候補者の氏名	丸野智彦	山田昌彦
資金管理団体の名称	翠明会	山田まさひこ こ後援会
異動事項	主たる事務所の所在地	主たる事務所の所在地
異動後	大和高田市東雲町五八一	生駒郡平群町上庄三三二
異動前	大和高田市市場八〇八―五	生駒郡平群町西宮二一五
届出年月日	平成十九年三月一日	平成十九年三月六日

奈良県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十九年四月十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白井皓喜

公職の候補者	神籬勝栄	大淀町議会議員
資金管理団体	神籬勝栄後援会	吉野郡大淀町北野三三―三
届出者の氏名	神籬勝栄	平成十九年三月十五日
公職の種類	大淀町議会議員	
政治団体の名称	神籬勝栄後援会	
主たる事務所の所在地	吉野郡大淀町北野三三―三	
代表者の氏名	神籬勝栄	
届出年月日	平成十九年三月十五日	

橋本和信	奈良市議会議員	文化都市新政策研究会	奈良市芝辻町四一三一	橋本和信	平成十九年三月三十日
------	---------	------------	------------	------	------------

労働委員会公告

奈良県労働委員会委員の労働者委員の辞任に伴う労働者委員補欠委員の推薦に関し、労働組合が労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合することの証明の申請については、当委員会にて定められた申請書に必要な資料を添付し、次により当委員会に提出してください。

平成十九年四月十七日

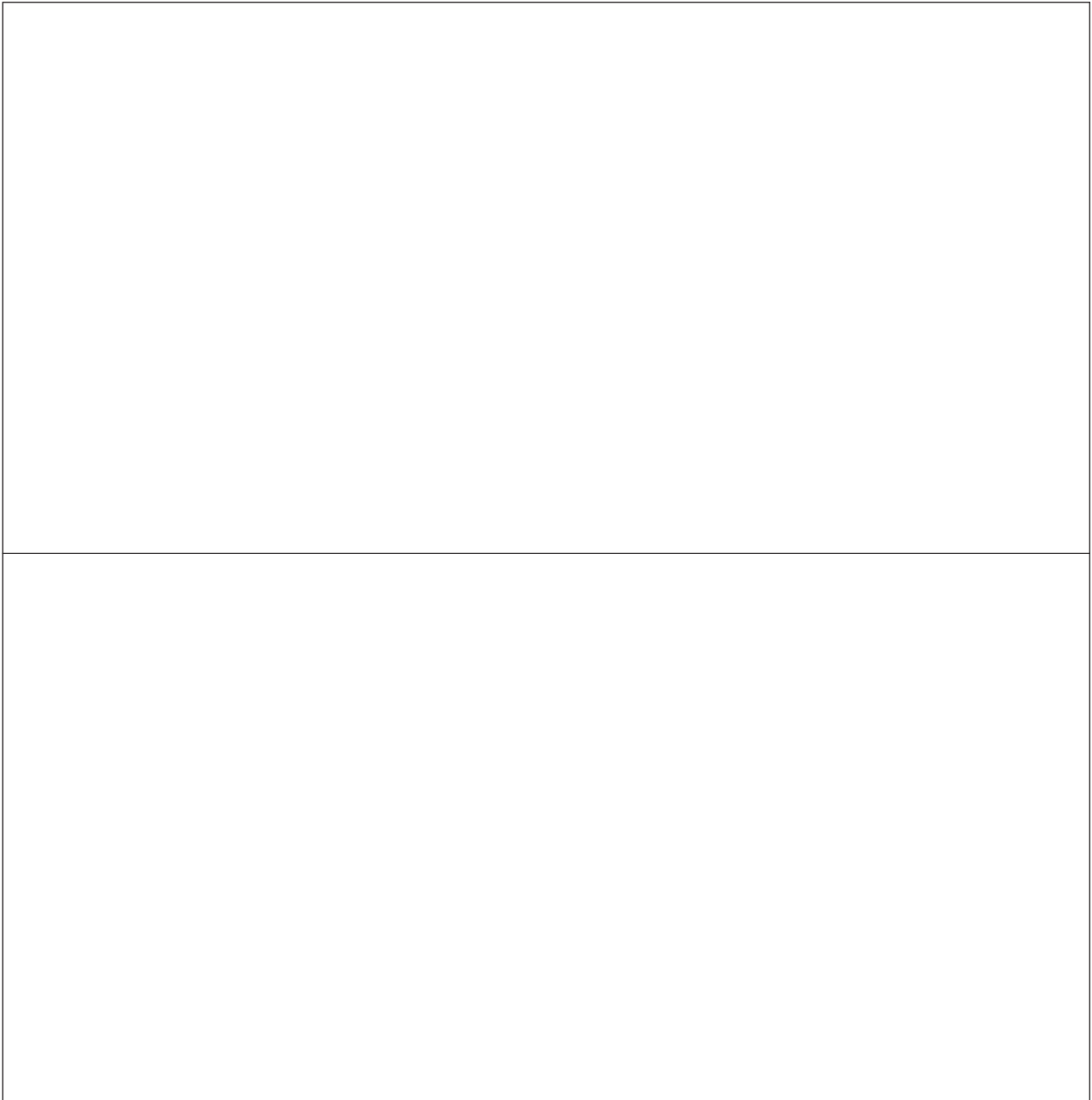
奈良県労働委員会

会長 佐藤公一

証明の申請期限 平成十九年五月八日（火曜日）
申請書類の提出先 〒六三〇―八二三
奈良市大森町五七の二二

奈良県労働委員会事務局
電話 〇七四二―二五〇七七―（内線二五四、二五五）

【定価】 一か月 三千五百円 一部売り 一枚につき四十六円(共に、送料別)



発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―二三―二〇二代

印刷

株式会社春日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二―三五―七三三代

本誌は再生紙を使用しています。